

平成30年 第2回定例会

自 平成30年 6月 5日

至 平成30年 6月21日

松川町議会会議録



松 川 町 議 会

○議長（森谷岩夫） 深津町長。

○町長（深津 徹） 今度のホストタウン構想の高校生の派遣について、責任にある方の動向をということでございますけれども、これ教育委員会、生涯学習課、それからまちづくり政策課等しっかりと精査をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（森谷岩夫） 米山議員。

○10番（米山俊孝） 答弁をいただきましたけれど、やはり派遣の形態というか、事業によってはいろんな儀礼的なことも、また向こうに礼を欠くような先方に礼を欠くようなことになるようなことも対応によっては起きてしまうわけございまして、やはりそれなりにしっかりとしたやるのであれば、そういった事業の展開をすべきではないかと私は考えます。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（森谷岩夫） 米山俊孝議員の質問が終わりました。

◇ 川 瀬 八十治 ◇

○議長（森谷岩夫） 続きまして3番、川瀬八十治議員。

○3番（川瀬八十治） それでは通告に従いまして、質問をいたします。

今回は、先頃町から公開されました松川町職員退職勧奨要綱とそれに関連いたしました3枚の書類が出されました。

最近、住民監査請求が出たり、また6月の頭には不正適用ではないかと、町民有志から訴訟も起こりました。

今、町民の皆さんが本当にこのことを知りたがっておるわけでございます。

このような状況が長く続くことに対しまして、私は町に対してまったく良いことではないかと良いことではないと思います。

そして議会の方では、4月に関係の方からお話を聞いたりしております。しかし、町長・副町長から意見を聞いておりませんので、今日はそのような内容につきまして質問をいたすところであります。

まず、松川町職員退職勧奨要綱についてであります。7年前にありました副町長の退職勧奨は問題がないという認識でよろしいのか町長にお聞きいたします。

○議長（森谷岩夫） 深津町長。

○町長（深津 徹） 川瀬八十治議員のご質問にお答えをしてみたい。

勧奨対象についてでございます。7年前の出来事でございますけれども、様々な形で

意見広告等住民の皆様方にご心配、ご迷惑をおかけをいたしておりますこと深く責任者としてお詫びを申し上げる次第でございます。

この件につきましては、住民監査請求が起こされまして、監査委員の方から却下という結果になりました。また、6名の皆さんとの懇談会も持ちましたけれども、監査請求が起こされている時であり、明確なお答えができなかった部分もございます。そして今回、住民訴訟が起こされております。司法の場でしっかりと判断をしていただくことが一番だというふうに思っております。

また、不正をしたという認識は持っておりません。

○議長（森谷岩夫） 川瀬議員。

○3番（川瀬八十治） 今、お答えをいただきましたけれども、まずお聞きしたいのは、先ほども申しましたように、退職勧奨は問題がないという認識で町長の考えはよろしいかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（森谷岩夫） 深津町長。

○町長（深津 徹） 正しかったか悪かったかということですか。

先ほど申しあげましたように、不正をしたという認識は持っておりません。司法の場でしっかりと委ねたいというふうに思っております。

○議長（森谷岩夫） 川瀬議員。

○3番（川瀬八十治） 司法の場は、訴訟が起きたことに対してのあれですけれども、それ以前に私が先ほど議会の方ではお聞きしてなかったということでありましたので、今その訴訟が起きたので、そちらの方でということではありますが、まず私はその7年前の時に行われた時には退職勧奨、問題がないということでよろしいかという質問であります。

○議長（森谷岩夫） 深津町長。

○町長（深津 徹） 7年前のこと、まだ町長になったばかりの時でありましたので、しっかりとここで答弁まではできませんけれども、説明を受け、町長の判を押したというふうに思っております。

○議長（森谷岩夫） 川瀬議員。

○3番（川瀬八十治） それでは質問の内容の中ではありますが、要綱について質問をいたします。

第1条であります、この要綱は、松川町職員の適正な構成、人事の刷新、勤労意欲の向上及び財政の健全化等に寄与するためとあります。

これはなかなかしっかりと文面でありましてけれども、簡単にどうということなのか

という説明ができればお願いしたいなというふうに思っております。

○議長（森谷岩夫） 田中総務課長。

○総務課長（田中 学） ただいま第1条の目的の部分の簡単な説明をということでございます。

この第1条につきましては、基本的には退職勧奨の手続きを規定しておりまして、その手続きの結果としまして今、議員言われましたようなことに寄与していく、そんなふうに書かれております。

この内容的には、やはりこのような中で、要綱の中で対象者、あるいは時期、そのようなことを定めることで、職員の採用の見込み、あるいは人事の配置を計画的に行えるといったそんなことから職員の適正な構成につながっていくということ。

それから2つ目には、対象者にとって退職の意思決定の時期が明確になりまして、将来の生活設計を立てやすくなる。残任期間の勤労意欲の向上につながるという形。それから行政の面では退職金、あるいは給与等の支出の計画を適時立てることができる。そんなようなことに寄与することを目的としまして、この要綱が定められているものと解釈をしております。

○議長（森谷岩夫） 川瀬議員。

○3番（川瀬八十治） 今、細かく説明を受けたわけでありますが、特別職に就く方でありますけれども、正直言いまして、特別職に就いた後にですが、給料も上がります。また、任期とともに退職金がもらえるというような先が見えておるわけでございます。

これが、最後の財政の健全化等に寄与するということに当てはまるかどうかお聞きしたいというふうに思っております。

○議長（森谷岩夫） 田中総務課長。

○総務課長（田中 学） この要綱の中には、退職勧奨そのものを定義してあったり、適用条件を定義してある条項はうたわれてないというところであります。

それで退職手当制度の研究会の編集で、学陽書房の出版の公務員の退職手当質疑応答集というもので、ここに退職勧奨ということの定義がちょっとうたわれております。

この中では、退職勧奨とは、人事の刷新、行政能力の維持、向上を図るなどのため、任命権者が職員に自発的な退職意思を形成させるための事実上の懲罰行為、奨める、そんな行為であるとそんなふうに書かれております。

また、退職手当法上、職員が退職勧奨に応じて、そのものの非違によること、落ち度によることではない、そんなような退職した場合には、退職勧奨として自己都合退職と

は異なった取り扱いとなっているというようなそんなことも書かれております。

一般的にそれで今回のケースにつきましては、町長が一般職の職員を特別職に任命するという、勧奨して退職の意思を決意をさせたというようなそんなふうに解釈ができるかと思います。

また、一般的に定年前に一般職から引き続いて特別職に登用する場合の退職勧奨の主な事由としましては、やはり特別職へ若い優秀な職員に登用するためというようなことも言われておりますし、またあるいは特別職の身分が非常に首長の去就に左右される不安定な立場であると、そんなようなことからそのようなことがあろうかと思っております。

以上です。

○議長（森谷岩夫） 川瀬議員。

○3番（川瀬八十治） 今、最後の方で若い人を登用するということに今おっしゃいましたけれど、その年齢が何歳くらいかちょっと明確でなかったんでありますけれども、この退職勧奨の要綱によりますと、55歳以上59歳かというふうになっております。決してもう言い方は失礼ですけれども、定年に近い方で、若い人の登用というふうには私は感じるころではありません。

また、特別職に就く人につきましては、またあとの項目で出てくる、質問させていただきますので、次へ移らせていただきます。

次に、第4条の退職勧奨期間は、5月1日から5月20日までとする。ただし、次の各号に掲げるいずれかにあたる場合はその都度とする。

（1）職制もしくは定数の改廃、または予算の減少により廃職及び過員を生じた時。

（2）疾病等の理由により、やむを得ないと町長が認めるとき。

この第4条の中ではありますが、以前は要綱の変更については、23年の2月に行われておるわけでありまして、以前は10月でありました。これがこの時期に変えられた理由ということであります。

これにつきましては、当時の担当課長でないとわからないと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（森谷岩夫） まず田中総務課長。

○総務課長（田中 学） 当時10月から5月の方に時期の方を移した関係につきましては、定期昇給が7月に統一をいたしました。それまでは定期昇給については、年に4回ほどそれぞれあって、時期ごとにあったわけでありまして、定期昇給の方を7月の定期

昇給の一本化しました。

これは人事評価等の結果をできるだけ早く反映させたいということから、そのような時期にしました。

それによりまして、それ前にある程度職員の退職、あるいは職員の補充、そんなようなことを把握しておきたい、そんなことから7月の昇給前にそれぞれ退職者の把握をしたいということから勧奨もその時期にずらしたものと思っております。

○議長（森谷岩夫） 川瀬議員、当時の担当課長というのは副町長のこと。

そいじゃ吉澤副町長。

○副町長（吉澤澄久） 今、総務課長が答えたとおりでございます。

○議長（森谷岩夫） 川瀬議員。

○3番（川瀬八十治） 今、定期昇給についての7月に一本化ということであります。

私としたら、理由を一応ははっきりしておかなければいけないということでお聞きをいたしました。

それではその（2）の疾病等というところでちょっと引っかかっておりますので、説明をお願いしたいなというふうに思っております。

まず、疾病ということは、末期の悪性腫瘍やパーキンソン病といった命の危険や通常生活が困難になるほどの重度の病ということが疾病というふうに私は理解しておるわけでございます。

この疾病等というところでありますが、この等がどこに当てはまるのかという説明をお願いしたいと思います。

○議長（森谷岩夫） 田中総務課長。

○総務課長（田中 学） ただいま先ほど議員の方からも第4条の部分読み上げていただきました。

第4条につきましては、5月1日から5月20日の間に退職勧奨を行ったこととしていっておりますけれども、この但し書きにおきまして、1号と2号でその期間には勧奨できない例外を規定しています。2号の疾病等は、その事例として記載をされているものと解釈をしております。

○議長（森谷岩夫） 川瀬議員。

○3番（川瀬八十治） その今言うように、その等が私の今述べた疾病ということ違う内容が等に当てはまるかということをお聞きしておるわけです。

ということは、私は同じ意味でありまして、正直言いまして特別職に就く方が疾病と

同じという判断は私はできないわけであります。しかもはっきり言って、疾病等と書かれておるわけでありまして、その他の理由によりやむを得ないとは書いてありません。

そこら辺をもう一度説明いただけますか。

○議長（森谷岩夫） 田中総務課長。

○総務課長（田中 学） この２号は、時期を予測できないような様々な理由を疾病という事例として規定をしてあるものと解釈をしております。突発的でやむを得ないと、町長が認めるときの一例として疾病等と規定してあるのではないかというふうに解釈をしております。

よろしくをお願いします。

○議長（森谷岩夫） 深津町長。

○町長（深津 徹） 解釈の仕方様々、受け取り方あろうかと思えますけれども、司法でしっかりと判断していただきたいというふうに思っております。

○議長（森谷岩夫） 川瀬議員。

○３番（川瀬八十治） しっかり判断するという事になって、私は勉強不足でありますけれども、これは私としたりどうしても納得はいかないというふうに思っております。

いずれにしても、この答弁やりとりにつきましては、公開されておりますので、それぞれの方が判断していただければ結構かなというふうに思っております。

それで、先ほど任期満了になりました、その都度退職金が支払われているということになりました。この件についてありますけれども、過去に松川町では副町長になる方が退職勧奨を受けたことがあるのかどうか。その件について、過去にあるかどうかをお聞きします。

○議長（森谷岩夫） 田中総務課長。

○総務課長（田中 学） 過去にはなかったものと思います。

ただ、要綱その都度変わっております。年齢も５０歳から５５歳の時もありましたし、５５歳から５９歳の時、年齢的な期間もそれぞれその時その時で変わっておりますので、そんな状況で該当は今までなかったと思います。

○議長（森谷岩夫） 川瀬議員。

○３番（川瀬八十治） 過去には一度もなかったということであります。

私が今まで質問させていただく中では、個人的にはやはりこういう内容からは当然要綱の変更もありますけれども、それらのことについてはなかったのが当たり前のことだなというふうに思っておりますし、以前よその他の町村でも半々くらいというようなお

答えがありましたけれども、ここら辺の松川町のお隣の町村については、おそらく1件もなかったのじゃないかというふうに思っておりますので、そこら辺もよく判断をしていただきたいなというふうに思っております。

次に、3枚の書類についての質問でございます。

まず、退職届についてでございますが、ここに押印が何もないのが退職届でございます。これについて、この合議というふうに書かれておりますけれども、主観課長から始まりまして、町長まで誰1人の印鑑が押されておられません。これについての説明をお願いいたします。

○議長（森谷岩夫） 田中総務課長。

○総務課長（田中 学） その印がないものにつきましては、改めて別の書式で出して直したものだと思っております。

○議長（森谷岩夫） 川瀬議員。

○3番（川瀬八十治） その別のものというものは、これに等しいものなんですか。

要は新しく別のものに出したというものがこれ閉じられておって、公開文書で出されたということは、基本的には正式書類として残っておったんじゃないかなというふうに思っておりますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（森谷岩夫） 田中総務課長。

○総務課長（田中 学） そのそのそれが残っておって、その理由については私の方では把握しておりません。

○議長（森谷岩夫） 川瀬議員。

○3番（川瀬八十治） それでは当然昔といいますか、7年前のことであるので、現総務課長はきっと知らないかと思いますが、もしわかる方がいらっしゃったら教えていただきたいというふうに思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（森谷岩夫） そいじゃ吉澤副町長。

○副町長（吉澤澄久） 多分というか、その最初の方の印鑑というか合議のないのは、普通退職の届け出だと思っております。

○議長（森谷岩夫） 川瀬議員。

○3番（川瀬八十治） ということは、これから出てくる起案書の方へ向けての退職届はないという判断をして次の方へ進めていきます。

次に、起案用紙についてでございます。起案用紙は、前副町長の押印がないということでございます。これがまず1点目。

それから下の記書きのところに第4条、第空白5による書かれておりますが、この第何号のとのことというのはどこに当てはまるのか、この2点をお聞きいたします。

○議長（森谷岩夫） 田中課長。

○総務課長（田中 学） 起案文書の号が抜けておる部分については、第1号か第2号かが不明というか、判断がどちらともいうところがあったので空白になっておったかと思っております。

○議長（森谷岩夫） 川瀬議員。

○3番（川瀬八十治） 本来ならこの正式書類を作るにおいて、不明でそのままで終わっていくというのは非常におかしなものではないかというふうに思っております。

先ほどの新しく退職届け出が出て、この起案書が起きるまでに再度退職届が出たということでありますけれども、ここら辺については本来なら退職届が出て、正式な書類が回って行って、だんだんに正式な書類が出るのが当たり前じゃないかというふうに思っております。

それと先ほどの副町長、前副町長の印鑑がないという件については、まだ回答いただいておりますのでお願いいたします。

○議長（森谷岩夫） 田中総務課長。

○総務課長（田中 学） すいませんでした。

町における文書事務の処理につきましては、その案件の決算権者の押印によりまして決裁となっております。

本件は、町長の押印がありますので、有効と考えておるところでございます。

○議長（森谷岩夫） 川瀬議員。

○3番（川瀬八十治） ただいま町長の最高責任者のはんこがあればいいというようなことでありますので、そうしますと今はこれの内容とは違うことを聞きますけれども、ほかにもこういう書類がいっぱいあるということで判断していいのかなというふうに思っております。

実はまだ前副町長は任期がありまして、当然庁舎内にはいらっしゃった方でございます。ぜひ、こういうことについて、町長がはんこを押せばいいやというように進むような書類では非常に私は悲しいと思っております。

それにつきまして、次の退職願ということではありますが、これもまったく同じであります。前副町長の印鑑がなくて、これについては起案書につきましては、総務課長のはんこが押されておりますし、退職願につきましては係長の方から進んでいっておるとい

うこととございます。

当然これは本人でありますので、課長の部分が押されないのかなというふうに判断するところでありますが、これについてもやはり副町長のはんこがないというふうに非常に私はおかしいなというふうに思っております。

これについても同じ考えでしょうか。退職願の方です。

○議長（森谷岩夫） 田中総務課長。

○総務課長（田中 学） 同じでございます。

言われますとおり、確かに通常、町の文書につきましては、上司の方の承認を受けるために順序だって回答するというのが本来でございます。ただ、今回の場合につきましては、町長が既に干渉というようなことを行った上でのものということであったかと思えます。

印がなかったところについては、反省点だとは思いますが。

○議長（森谷岩夫） 川瀬議員。

○3番（川瀬八十治） 今、反省というお言葉いただいたんですが、反省で済むかどうかということでもありますけれども。

正直言いまして、やはり在職中の方の、しかもナンバー2の方であります。その方の押印がないということについては、これは非常に重く受け止めるべきじゃないかなというふうに思っております。

それと日付の件でありますけれども、先ほどから5月1日から5月20日までということではありますが、この3枚とも5月23日付けで処理されております。

以前私お聞きしたと思うんですけれども、当日は臨時議会がありまして、副町長の任命の件で討議がされたということでもあります。結局午前中11時ぐらいまでその議会がかかっておって、それから退職届が出て、起案書が出て、そして最後は退職願まで、これ一連の動作でいくと基本的にはお昼を食べたりいろいろしておるときがありますと、流れ作業でその日にできたのかどうかということが非常に疑問視するところでありますし、先ほども申し上げておりますように、ナンバー2の方のこれがまだ一週間近くあるにもかかわらず、事後処理で当然お話しができると思いますし、印鑑の方ももらえるんじゃないかというふうに思っておりますが、これについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（森谷岩夫） 田中総務課長。

○総務課長（田中 学） 私の方では、当時の状況についてまではわかっておりません。

○議長（森谷岩夫） 川瀬議員。

○3番（川瀬八十治） どなたかわかる方がいらっしゃいましたら説明を求めます。

○議長（森谷岩夫） そいじゃ吉澤副町長。

○副町長（吉澤澄久） まずは、ちょっとそのころのことはあんまり覚えてない部分ありますけれど、23日に臨時議会開かれまして、30日までの間の事務処理が行われたと、当時の担当者と聞いたところによりますとそういうことだと思っております。

従いまして、若干日付はさかのぼって処理をした部分もあるかと思っております。

○議長（森谷岩夫） 川瀬議員。

○3番（川瀬八十治） 今、昔のことというか、7年前のことなんでいうことでありますけれども、正直言いまして、副町長のはんこないということで、くどいですがけれども、町長の在職中に、要するに30日前ということでありましたので、町長・副町長の前副町長の在職中に全部処理が行われたということで再確認でありますよろしいでしょうか。

要は、副町長は前副町長がお辞めになってからの処理ではないねということであります。その確認でございます。

○議長（森谷岩夫） 吉澤副町長。

○副町長（吉澤澄久） そのとおりかと思っております。

○議長（森谷岩夫） 川瀬議員。

○3番（川瀬八十治） 今までいろいろと質問をさせていただきました。

それこそ冒頭で申し上げました今、本当に町の中が混乱しておるところでございます。

このような内容を收拾するために町としては町というか、町長としたらどのようなお考えがあるか。それこそもう訴訟であるので、そちらの方にお任せをして、知らないよという考えなのか、いや何か策を打たにゃいけないのかというお考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森谷岩夫） 深津町長。

○町長（深津 徹） 今、こうした公の場でご質問をいただいております。

答えられない部分もありますけれども、今、一生懸命答弁をしたところでございます。

こうしたことになりましたことについては、責任者として本当に深くお詫びを申し上げます。

信頼回復に努めてまいりたい。

それから判断につきましては、訴訟が起こっております。司法の場でしっかり判断いただけるものというふうに思っております。

○議長（森谷岩夫） 川瀬議員。

○3番（川瀬八十治） 私はやはり訴訟問題になりまして、ずるずると長引いていくんでは、町に本当に支障を来すんじゃないかというふうに心配をしておるところであります。

1つ提案でございますけれども、町として公開の場等設けて討論会などをして、きちんと今、チャンネル・ユー見ている方以外の方も知りたい人がいるかもしれません。ぜひ、そういうようなことをしていただきたいというふうに思っております。

また、それが責任をとれるところじゃないかというふうに思っておりますが、その討論会等の計画は町として、町長としてあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（森谷岩夫） 深津町長。

○町長（深津 徹） 現在、計画はもっておりません。

○議長（森谷岩夫） 川瀬議員。

○3番（川瀬八十治） わかりました。

いずれにしても、早く収束できるような措置を講じていただきたいというのが私の希望でございます。

先ほども口頭で述べましたように、この混乱と言ったらいいかどうか、状況が長引いて、非常に行政に支障を来すようでは残念なことでございます。どうか一刻も早く収束できるような対策、またそれらの立場でできることを要望いたしまして、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（森谷岩夫） 川瀬八十治議員の質問が終わりました。

ここでお諮りをいたします。

休憩をとりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（森谷岩夫） それではちょっと半端であります、3時10分まで休憩といたします。

休 憩 午後 3時00分

再 開 午後 3時10分

○議長（森谷岩夫） それでは再開をいたします。

◇ 佐 藤 史 人 ◇

○議長（森谷岩夫） 続きまして2番、佐藤史人議員。

○2番（佐藤史人） それでは通告に従いまして、質問をさせていただきます。